

池田市公益活動促進検討委員会の会議の公開に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号）第9条の規定に基づく池田市公益活動促進検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第7条の規定に該当する情報に関し検討するときは、会議の全部又は一部を非公開とする。

（会議の公開の方法等）

第3条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会議を円滑に運営するために会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議を傍聴できる者）

第4条 会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は学校等に在籍する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、検討内容等に利害関係を有する者

（傍聴の定員等）

第5条 会議の傍聴の定員は、5名以上で委員長が検討委員会に諮って定める。

- 2 会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の30分前に行うものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が第1項に規定する定員を超えるときは、先着順

とする。ただし、検討委員会が必要と認めるときは、抽選によることができる。

(傍聴要領の周知等)

第6条 検討委員会の事務局は、会議の傍聴要領を作成し、これを会場に掲示する等の方法により傍聴人への周知を図らなければならない。

2 傍聴人は、傍聴要領を遵守しなければならない。

3 検討委員会の事務局は、傍聴人に対し、会議次第及び会議資料を配布するものとする。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した「会議開催のお知らせ」を、広報誌への掲載、行政情報コーナーでの掲示等により行うものとする。

(1) 会議の名称

(2) 議題

(3) 会議の開催日時及び場所

(4) 傍聴者の定員

(5) 傍聴手続

(6) 問合せ先

(会議録の閲覧)

第8条 公開した会議の議事録は、検討委員会の事務局が作成し、会議資料とともに、行政情報コーナー等により閲覧に供するものとする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、市長公室コミュニティ推進課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、令和2年9月10日から実施する。

傍聴要領

1 傍聴手続

会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の30分前から行います。会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、関係の職員に住所、氏名を申し出て、検討委員会の委員長の許可を得た上で、職員の指示に従い、会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 公然と意見を表現し、又は言論に対して拍手等の方法により可否を表明する等会議を妨害しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) ラジオ、拡声器、携帯電話、録音機、写真機及び双眼鏡の類を使用しないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が上記の事項に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。